

# 郵送による国民健康保険喪失届出のしかた

就職や扶養認定により勤務先等の健康保険に加入した場合は、大田区国民健康保険の喪失の届出が必要です。郵送でも受け付けておりますので、必ず手続きをお願いいたします。

マイナンバーの実施に伴い国民健康保険の届出の際、本人確認が厳格となりました。郵送による本人確認にも「身元確認」と「番号確認」が必要です。

## ① 勤務先等の保険証のコピー（加入者全員分）



## ② 大田区の国民健康保険証（回収します）



## ③ 世帯主の本人確認できるもののコピー

**個人番号カードを持っている場合**

カード1枚で可能です。



番号確認のため裏面のコピーも必要です。

**個人番号カードを持っていない場合**

以下のもので、身元確認と番号確認をします。

身元確認

運転免許証  
パスポート  
等

番号確認

通知カード(※)  
住民票など  
(マイナンバー付)

顔写真付証明書が無い場合は、住民票の写し または 保険証・十年金手帳など 住民票記載事項証明書

※通知カードは氏名、住所等が住民票と一致している場合のみ

## ④ 国民健康保険異動届出書

HP からダウンロードしたものか、窓口で配布しているものをご利用ください。

国民健康保険異動届出書

○年○月○日届出(受付)

届出する届出 口 国保 口 年金	窓口に来た方 大田 太郎	世帯主 世帯主	代理人 代理人
異動事由 口 入る 口 やめる 口 その他	代理人の方はお書きください 本人との関係 ( )	世帯主の電話 ( )	
住所 大田区蒲田五丁目13番14号 OOマンション 201	フリガナ オオタ タロウ	個人番号	
世帯主 大田 太郎	個人番号		

異動される方全員の氏名	生 年 月 日	性別	続 柄	職 業
オオタ タロウ	○・○・○	男	世帯主	・無し ・専業主婦 ・アルバイト ・会社員
大田 太郎	○・○・○	男	妻	・無し ・専業主婦 ・アルバイト ・会社員
オオタ ハナコ	○・○・○	女	妻	・無し ・専業主婦 ・アルバイト ・会社員
大田 花子	○・○・○	女	妻	・無し ・専業主婦 ・アルバイト ・会社員
フリガナ				
大田 太郎				
大田 花子				

記入例

① ~ ④を下記の宛先にお送りください

〒144-8621  
大田区蒲田5-13-14  
大田区役所  
国保年金課 国保資格係 行

切手

○ 1回分の支払い金額は、年間保険料を納入通知書送付月から3月（年度末）までの月数で割った金額となっています。したがって、1回分の支払い金額が1ヵ月分の保険料となりません。このため、保険料がやめた月以降にも残る場合や、納め過ぎとなる場合があります。

保険料額に不足が生じる場合は、変更通知書と共に納付書をお送りします。保険料が納め過ぎになる場合は、変更通知書で変更した保険料額をお知らせした後、還付の通知をお送りします。

○ 他保険加入後は大田区の国民健康保険証は使えません。

大田区の国民健康保険証を使って医療機関を受診していた場合、医療費の7割（または8割）を返還していただく場合があります。保険証が変わったことを医療機関に伝えてください。